



届出・証明

届出・証明

問 住民環境課住民係 ☎801-5825

▶ 窓口での申請・届出をする際の本人確認

◀ 窓口での本人確認に住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

長与町では、虚偽の届出を防止するため、窓口に来た方の本人確認を実施しています。各種証明書申請や届出の際には、下記書類をご提示ください。

《1つの提示で確認できるもの》	《2つの提示を必要とするもの》
個人番号カード・住基カード(写真付)・運転免許証・パスポート・在留カード・特別永住者証明書など、顔写真付きの公的身分証明書	健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書・原爆手帳・社員証・学生証など、本人の氏名が確認できるもの

※マイナンバーの通知カード(紙製のカード)は本人確認書類にはなりません。

※戸籍届出、印鑑登録、個人番号カード交付、広域交付住民票の請求、公的個人認証サービスの手続きなどはそれぞれ本人確認の方法が異なりますので、ご注意ください。

※必要に応じて窓口で聴聞による本人確認を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

▶ 各種届出の届出期間と必要なもの

届出の種類	お持ちいただくもの(◎は必ず必要 ○は該当者のみ)								届出期間
	個人番号カード 住基カード ※(1)	印鑑	転出 証明書	国民健康 保険証	母子手帳	後期高齢者 医療保険証	介護 保険証	本人 確認書類	
出生届		※(3)		○	◎				生まれた日から14日以内
死亡届		※(3)		○		○	○		死亡日または死亡の事実を知った日から7日以内
転入届	◎		◎			○	○	◎	住み始めた日から14日以内
転出届	○※(2)			○		○	○	◎	転出する前に
転居届	◎			○		○	○	◎	住み始めた日から14日以内

※(1) お持ちのカードを持参してください。

※(2) 国外転出者については、持参してください。

※(3) 押印は任意

▶ 住民係窓口での各種証明書申請

証明書の種類	申請者 (窓口に来る方)	お持ちいただくもの			注意点
		本人 確認書類	ふれあい カード	委任状 ※(1)	
住民票 記載事項証明書	本人または同一世帯の方	◎			<ul style="list-style-type: none"> 同居所であっても別世帯の場合は委任状が必要です。 窓口で住民票の申請をされる際は「ふれあいカード」の提示は必要ありません。 マイナンバー、住民票コードが記載された住民票を第三者が取得する場合、第三者に直接お渡しできません。その場合、委任状の委任者の住民票登録地に送付します。
	第三者(代理人)	◎		◎	
戸籍・除籍 改製原戸籍	本人または直系親族 (父母・子供など)	◎			長与町が本籍地の方のみ発行できます。本籍地が長与町以外の場合は郵便での請求もできますので、詳しくは本籍地の役所にご確認ください。
	第三者(代理人)	◎		◎	
印鑑登録証明書	本人または 第三者(代理人)	◎	◎		本人であっても印鑑登録証(ふれあいカード)の提示がないと印鑑登録証明書の発行はできませんのでご注意ください。

※(1) 委任状は委任者(代理人に頼んだ方)が自筆したものに限りです。

委任状に不備があった場合、証明書の発行ができない場合がありますのでご注意ください。



届出・証明

▶ 住民係窓口以外での各種証明書申請

☑マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票などの証明書が取得できます！ ☎ 住民環境課 ☎801-5825

マイナンバーカードをお持ちであれば、役場の窓口が開いていない早朝や夜間、土日祝日でも、全国のコンビニエンスストア等で証明書が取得できます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、作成をご検討ください。(P41)

取得できる証明書	住民票の写し	住民票記載事項証明書	印鑑登録証明書	戸籍	戸籍附票
利用条件	長与町に住民登録がある。		長与町で印鑑登録をしている。	長与町に本籍地がある。 * 住民登録地が長与町以外の方は、事前の利用登録申請が必要。 * 除籍・原戸籍は対象外。	
利用時間	6:30~23:00(12/29~1/3、システム保守点検日を除く)				
利用時に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付き) 4桁の暗証番号 手数料 				
利用できる店舗	<ul style="list-style-type: none"> セブンイレブン ファミリーマート ローソン イオン九州 …他 ※マルチコピー機を設置している店舗に限る				

※注意点

- ・住民票コード付きの住民票は発行できません。
- ・暗証番号を3回間違えるとロックがかかります。ロックを解除するためには、ご本人に役場へお越しいただく必要があります。
- ・誤って発行してしまった場合であっても、返金はできません。

☑役場以外の窓口

交付場所	交付可能な証明書			注意点
	住民票・記載事項証明書	印鑑登録証明書	戸籍・除籍改製原戸籍	
長与町 ふれあいセンター	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・午前受付:当日15時以降交付 ・午後受付:翌日10時以降交付

▶ 委任状について

委任状とは	代理人による申請や異動届出が本人の意思に基づくものであることを証するものです。
委任状の作成	委任が本人の意思であることを確認するため、必ず委任者本人の自筆で必要な項目をご記入ください。
委任状記載事項	様式は定めておりませんが、便箋などに右記記載例のとおり必要項目を記入してください。 ※(1)



委任状記載例

委 任 状

長与町長 殿 令和〇年〇月〇日

私は、下記のを代理人として「印鑑登録申請」の権限を委任します。

委任者 住所 長与町〇〇郷×番地
氏名 長与 太郎◎

代理人 住所 長与町〇〇郷△番地
氏名 長与 花子

※(1) 委任状はホームページ・窓口で入手できます。

▶ 印鑑登録の方法について

即日登録できる場合	登録に2・3日かかる場合
本人が登録する印鑑を持って来庁し、 ①本人の顔写真付きの公的身分証明書(※1)を持参した場合 ②長与町内で印鑑登録をしている方に保証人になってもらった場合 ※申請書の保証人欄に保証人が住所・氏名・ふれあいカード番号を自署して、実印を押印してもらってください。	本人が登録する印鑑を持って来庁したが、「顔写真付きの公的身分証明書がない場合」または「保証人欄の記入がない場合」 注意 登録者本人自筆の委任状が必要です
	登録申請を受付 ↓ 本人確認または、本人の意思に基づく申請であることを確認するため、照会書を登録者本人の自宅に郵送 ↓ 登録者本人が自署した回答書を本人または代理人が窓口へ持参 ↓ 登録完了
(※1) 顔写真付きの公的身分証明書の注意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真付きの公的身分証明書とは、運転免許証、パスポートなど顔写真付きの官公署発行のものです。 ・健康保険証では、即日の登録はできません。 	



▶ パスポート(旅券)

受付場所	役場1階住民環境課「パスポート受付窓口」						
受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日、12月29日～1月3日を除く) ※15時以降の受付分については、翌日の受理(受付)となります。						
申請できる人	(原則) 町内に住民登録のある人 ※例外として、仕事などの都合により居所申請を(住民登録地以外の居住地、勤務先または通学先を管轄する窓口などでの申請)希望することもできますが、その他の書類が加えて必要になりますので、事前にご相談ください。						
代理申請	パスポートの申請は、申請者本人が旅券窓口に来庁できない場合に代理人を指定して、申請書などの必要書類を提出させることができます。 ※代理人本人を確認する書類が必要です。(免許証・保険証など) ※パスポートの受取りは、必ず申請者本人がお越しください。 ※代理人による居所申請はできません。 申請書の下記の欄は、必ず申請者ご本人の署名・記入が必要です。 <<申請書の表面>> <<申請書の裏面>> 1.「所持人自署」欄 1.「旅券面の氏名表記(ヘボン式以外の表記を希望する場合のみ)」欄 2.「刑罰等関係」欄 2.「申請書類等提出委任申出書」欄の「申請者記入」欄 3.「外国籍の有無」欄						
所要日数	<ul style="list-style-type: none"> 実質7日(土日祝日、12月29日～1月3日を除く) 新規(切替)申請・記載事項変更申請 実質5日(土日祝日、12月29日～1月3日を除く) 増補申請 ※その他の所要日数については、お問い合わせください。						
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 新規(切替)申請 <table border="0"> <tr> <td><10年用></td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td><5年用></td> <td>12歳以上 11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12歳未満 6,000円</td> </tr> </table> 記載事項変更申請(氏名または本籍地の都道府県名) (※平成26年3月20日をもって従来の訂正申請(900円)は廃止されました。) 増補申請 2,500円 	<10年用>	16,000円	<5年用>	12歳以上 11,000円		12歳未満 6,000円
<10年用>	16,000円						
<5年用>	12歳以上 11,000円						
	12歳未満 6,000円						



届出・証明

▶ 申請に必要なもの ※以下のものがそろっていないと申請できません。

①一般旅券発給申請書.....1通

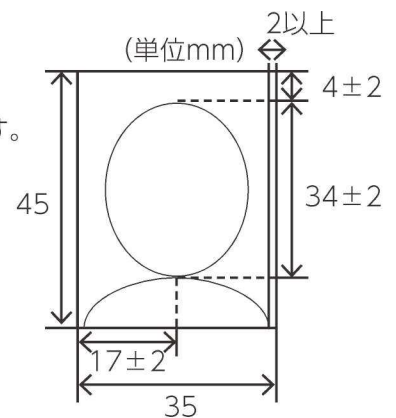
- 申請書には、10年用と5年用があります。
- 18歳未満の方は5年用のみの申請になります。
(未成年者の発給申請には法定代理人の署名または、同意書も必要です)

②戸籍抄本または謄本.....1通

- 本籍地の市区町村で取得をお願いします。
- 6か月以内に発行されたものに限りします。
- 家族で同時に申請する場合、戸籍が同一であれば戸籍謄本を1通とすることができます。
- 有効期間内(1年未満)の切替で、以下の場合は必要ありません。
(1)パスポートに記載されている氏名に変更がないこと。
(2)パスポートに記載されている本籍地の都道府県に変更がないこと。
※ただし、未成年の場合は必要です。

③写真(縦45mm x 横35mm).....1枚

- 申請者本人のみが撮影され、縁なしで右図の規格を満たしたもの。
- 6か月以内に撮影されたもの。
- 正面を向き、無帽、無背景(薄い色)のもの。
※写真の規格が厳格になっておりますので、なるべく写真店でパスポート用と指定してお撮りください。



※ふさわしくない写真(次の場合は受付できません)

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ×傷や汚れのあるもの。 | ×髪が目にかかっているもの。 |
| ×不鮮明なもの。変色しているもの。影のあるもの。 | ×カラーコンタクト。 |
| ×光が眼鏡に反射して目元がわかりにくいもの。 | ×画像加工・画像処理したもの |
| ×眼鏡のフレームが目にかかっているもの。 | ×自撮りにより、反転したもの |
| ×サングラス、マスクなどで顔が確認しにくいもの。 | ×フラッシュによる赤目 |
| ×ヘアバンドや大きなリボンなど髪かざりをしているもの。 | ×瞳の輪郭を強調するコンタクトレンズ |

④申請者本人を確認する書類

- 有効期限内の原本(コピー不可)で、氏名・生年月日・住所・性別・ふりがななどが申請書の記載内容と一致しているものに限りします。
※運転免許証の住所が現住所と異なる場合は、事前に警察署で住所変更を済ませてください。

(1) 1つで確認できるもの

パスポート(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、個人番号カード、住基カード(写真付)、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁職員身分証、特殊法人職員身分証、身体障害者手帳(写真付)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付されたもの)など

(2) 2つ必要とするもの

A	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・船員保険などの被保険者証 共済組合員証 国民年金・厚生年金などの年金手帳 被爆者健康手帳 介護保険被保険者証 国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金・恩給などの証書 印鑑登録証明書(その実印も併せて必ずご持参ください) 	
B	<ul style="list-style-type: none"> 会社の身分証明書 失効パスポート(失効後6か月を超えるもの) 公の機関が発行した資格証明書 学生証 本籍地の市町村が発行する身分証明書(身元証明書) 	写真の貼ってあるもの

(例)

- AとAの組合せ
健康保険証と厚生年金証書(手帳)
- AとBの組合せ
健康保険証と勤務先の身分証明書(写真付き)
- BとBの組合せ
この組合せでは受け付けできません。

⑤ 前回取得したパスポート

有効期限内のパスポートは必ず提出してください。

マイナンバー

▶ 通知カードについて



(表)



(裏)

デジタル手続き法の一部が施行されたことに伴い、マイナンバー通知カードが令和2年5月24日に廃止になりました。廃止後も、マイナンバーの番号を確認する書類として利用できますが、通知カードの再交付申請及び住所・氏名等券面変更の手続きが出来なくなります。

通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用するには、通知カードの記載事項(氏名・住所等)が、住民票と完全一致している必要があります。一致していない場合、証明書として使用できなくなりますのでご注意ください。

通知カードの情報が最新でない場合、マイナンバーを証明するためには、マイナンバーカード、又はマイナンバー記載の住民票を取得していただく必要があります。住民票は即日発行可能ですが、マイナンバーカードの発行は申請から1、2か月かかりますので、お早目に取得されることを推奨いたします。

▶ 通知カード廃止以降のマイナンバーの通知方法

出生などでマイナンバーを新たに取得した方には、個人番号通知書が送付されます。

個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類として使えません。マイナンバーカードまたはマイナンバー記載の住民票を取得してください。

▶ 通知カード廃止以降マイナンバーを証明する書類

- マイナンバーカード【作成に1、2か月かかります】
- マイナンバー付き住民票【即日発行可能】
- 通知カード(氏名、住所等が最新のものの)



届出・証明

▶ 個人番号カードについて



マイナンバーカードには、以下の事項①～⑦が記載されており、このカード1枚で身分事項とマイナンバーを証明することができます。

また、カードに搭載されている電子証明書の機能を利用することで様々なサービスを受けることができます。

個人情報保護のため、カードは専用のケースに入れて携帯してください。

- ①氏名、住所、生年月日、性別と写真
- ②マイナンバーカードの有効期限
 - ・18歳以上の方は、発行日から10回目の誕生日まで
 - ・18歳未満の方は、発行日から5回目の誕生日まで
 - ・外国籍の方で在留期限の定めのある方は、在留期限と同日まで
- ③電子証明書の有効期限
 - ・発行日から5回目の誕生日まで
- ④住所・氏名などに変更があった際の記載欄
- ⑤臓器提供意思確認欄
 - ・内容確認のうえ、必要があれば署名してください。
- ⑥マイナンバー(12ケタの番号)
- ⑦ICチップ



届出・証明

▶ マイナンバーカードの申請方法について

マイナンバーカードの申請を希望される方は、下記のいずれかの方法で申請を行ってください。申請からお受け取りまでは、1か月～2か月程度のお時間がかかります。また、お受け取りの際、ご本人様に来庁していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

スマートフォンで申請	パソコンで申請	証明用写真機で申請	郵便で申請	役場で申請
<p>郵送に比べてカードの仕上がりが早い!</p> <p>必要なもの</p> <p>交付申請書 スマートフォン 顔写真データ</p>	<p>必要なもの</p> <p>交付申請書に記載の申請書ID (半角数字23桁)</p> <p>パソコン</p> <p>顔写真データ</p>	<p>必要なもの</p> <p>交付申請書</p> <p>写真代</p> <p>このマークが自印!</p>	<p>必要なもの</p> <p>交付申請書</p> <p>証明写真 (6か月以内に撮影したもの)</p> <p>封筒</p>	<p>必要なもの</p> <p>交付申請書</p> <p>本人確認書類 (運転免許書など)</p> <p>無料で写真を撮るよ!</p>

申請から1か月～2か月程度でマイナンバーカードが出来上がります。役場より『個人番号カード交付のご案内』を送付いたします。ご案内に記載のある必要書類を確認の上、申請者ご本人様が役場へ来庁をお願いします。

※申請時に住民環境課窓口で本人確認を行えば、本人限定受取郵便でマイナンバーカードの受け取りができます。必要書類など詳細については、事前に住民環境課までお問合せください。

※平成27年10月5日以降に氏名変更・住所変更などあった場合は最新の交付申請書が必要な場合があります。詳しくは住民環境課までお問い合わせください。

※個人番号カードと通知カードの両方を所有することはできません。個人番号カード受取の際に、通知カードを返納する必要があります。